

介護保険事業所等における事故報告について

令和4年3月31日 隠岐広域連合介護保険課

介護保険事業所等は、サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとされています。

今般、隠岐広域連合では「介護保険施設等における事故の報告様式等について」（令和3年3月19日付老高発0319第1号・老認発0319第1号・老老発0319第1号）に基づき、令和4年度からの事故報告の取り扱いについて、下記のとおり取りまとめましたのでご留意ください。

また、貴法人内の関係部署にも周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 報告対象について

下記の事故については、原則として全て報告すること。

- ① 死亡に至った事故
- ② 医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
- ③ その他サービス事業管理者において保険者への連絡が必要と認めた事故

※上記以外の事故については事業所において記録を保管しておくこと。

2. 報告内容（様式）について

別紙様式を使用すること。提出は電子メールによる提出が望ましい。（郵送も可）

※提出先アドレス：kaigo@okikouiki.jp

3. 報告期限について

第1報は、別紙様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。

その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

4. 様式掲載 URL

<https://okikouiki.jp/care-insurance/download/>